

神奈川県内市町村が実施する小児・ひとり親家庭等・重度障害者医療費助成における県外国民健康保険組合等被保険者に対する現物給付化について

これまで神奈川県内の市町村が実施する標記の医療費助成事業においては、県外国民健康保険組合等被保険者について現物給付による取扱いができず、償還払いにより対応してきましたが、令和8年4月診療分（5月提出分）から神奈川県内の療養取扱機関を受診する際、現物給付が可能となりますのでお知らせいたします。

なお、これまで一部の市町村では、県外国保組合等の被保険者に対して医療証を交付していない場合や、「償還払い専用」と記載した医療証を交付している場合があります。

医療証等の具体的な取扱いについては、市町村ごとに異なりますので、詳細は各市町村へご確認ください。

【1 変更内容】

保険者によらず、地方単独医療費助成の現物給付が可能となります。

【2 対象医療機関等】

神奈川県内の保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局、訪問看護ステーション

【3 対象保険者】

神奈川県外の国民健康保険（含 国保組合）

神奈川県外後期高齢者医療広域連合

【4 対象となる診療区分】

医科・歯科・調剤・訪問看護療養費

※ 柔整等は保険者所在都道府県の連合会に請求するため対象外

【5 開始時期】

令和8年4月診療分（5月請求分）から順次

※市町村により、開始時期が異なります。

【6 レセプト請求方法】

レセプト請求方法は、従前と同様です。